

# 介護保険の利用者負担が軽減される場合があります



介護サービスの利用者負担は、所得などにより軽減される場合がありますので、介護保険課へご相談ください。

また、現在、施設に入所している方などの負担限度

額認定や訪問介護等利用者負担額減額認定の有効期限は7月31日(金)です。引き続き軽減を受けたい方は、介護保険課か各支所で早めに手続きをしてください。

問合せ 介護保険課 内線217

## ①施設に入所している方やショートステイを利用している方

要件を満たす方は、申請により、居住費（滞在費）や食費が軽減されます。

**対象となる方と負担限度額** 下表の第1～3段階に該当する方（次の方は対象外）

■世帯全員が市民税非課税でも、施設入所などにより世帯が別になっている配偶者の市民税が課税されている場合

■預貯金などが一定額（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）を超える場合

### 施設入所などの居住費（滞在費）・食費の負担限度額（日額）

利用者負担の段階	居住費（滞在費）の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
1・生活保護受給者 1・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	820円	490円	490円（320円）	0円	300円
2世帯全員が市民税非課税で、本人の前2年の合計所得金額（＊1）と年金収入額との合計が80万円以下の方	820円	490円	490円（420円）	370円	390円
3世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	370円	650円
4上記以外の方（負担軽減なし）	2,006円	1,668円	1,668円（1,171円）	377円（855円）	1,392円

\* 1 合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額、年金所得を差し引いた金額となります。

\* 表中、（）内の金額は、特別養護老人ホームと短期入所生活介護（介護予防サービスを含む）を利用した場合の負担限度額（日額）

## ②訪問介護などを利用している方

**対象となる方と軽減割合** 世帯全員が市民税非課税の方・・利用者負担の40%

**対象となるサービス** 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など

### 申請に必要なもの

- ①はんこ、預金通帳などの写し
- ②はんこ

ハチマルニイマル ロクヨンニイヨン  
目指そう 8020・6424

## 6月4日から10日は、「歯と口の健康週間」

むし歯と歯周病を防ぎ、8020（ハチマルニイマル）・6424（ロクヨンニイヨン）を目指しましょう！

歯の本数は、親知らずを除いて28本。

8020・6424は「80歳で20本以上、64歳で24本以上の歯を保とう」という、茨城県の歯科保健目標です。

**むし歯とは** 口の中の細菌が糖分を食べて酸を出し、この酸が歯を溶かす病気です。

**歯周病とは** 口の中の細菌によって歯ぐきに炎症が起こり、歯を支えている骨（歯槽骨）が壊されていく病気です。

**口腔ケアを心がけましょう** 歯みがきや歯科医院での

プロフェッショナルケアを受けてお口の中を清潔に保つことは、インフルエンザや新型コロナウイルス等感染症を防ぐことにつながり、高齢者の方などは「誤嚥性肺炎」の発症を防ぐことが報告されています。

**歯科医院での定期健診が重要です** 「かかりつけ歯科医院」で定期健診を受けることは、むし歯や歯周病の予防のみならず、全身の健康につながります。歯科医院では、感染症予防対策を行っておりますので、自らの判断で治療や定期健診を中断せずに「かかりつけ歯科医院」に相談しましょう。

問合せ 健康づくり推進課 TEL 21-3300  
IP 050-5528-5180

# 65歳以上の方に介護保険料の「特別徴収開始通知書」と「保険料決定通知書」（納付書）を送付します

6月中旬以降、65歳以上の方に、介護保険料の「特別徴収開始通知書」、「保険料決定通知書」（納付書）が届きます。詳細は問い合わせてください。

## 「特別徴収開始通知書」が届く方

介護保険料が公的年金から差し引かれます（特別徴収）。

**対象** 65歳以上（令和2年3月1日現在）で、老齢基礎年金、退職年金、障害年金、遺族年金のうちのいずれかの年金を年間18万円以上受給する見込みの方 \*満65歳の方など、年度の途中（8月か10月）で特別徴収に切り替わる方には、「特別徴収開始通知書」と「保険料決定通知書」（納付書）を送付します。特別徴収に切り替わるまでは、納付書を口座振替で納めてください（普通徴収）。普通徴収から特別徴収に切り替わる際の手続きはありません。

## 「保険料決定通知書」（納付書）が届く方

納付書を口座振替で納めてください（普通徴収）。

納付書の場合、市役所、各支所、金融機関の窓口に加えて、コンビニエンスストア、郵便局でも納められます。

また、インターネット「Yahoo! 公金支払い」サービスを利用してクレジットカードで納めることもできます。

**対象** 65歳以上（令和2年5月31日現在）で、年金額が年間18万円未満の方 \*ただし、年金額が18万円以上でも次のいずれかに該当する方は、一部または全部を納付書を口座振替で納めることになります。

■今年の3月2日以降に65歳になった方、または他市町村から転入してきた方 \*年金の種類や金額の条件を満たしていれば、来年4月以降、特別徴収に切り替わります（転入してきた方は、転入の時期により切り替わる月が決まります）。

■年金を担保に融資を受けている方

■所得更正などにより、年度途中で保険料が減額または増額となった方

**問合せ** 介護保険課 内線217

\*新型コロナウイルス感染症の影響による主たる生計維持者の収入減などの理由で、保険料の徴収猶予または減免を希望する方は問い合わせてください。

# いのちを支える日立市自殺対策計画を策定しました

令和2年度から5か年を計画期間とした「第1期いのちを支える日立市自殺対策計画」を策定しました。

計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない いのちを支える日立」の実現を基本理念とし、本市における地域の特性に即した課題への対応策として、基本施策とそれに関連する具体的な取組や事業を定めました。

また、さまざまなお悩みに対する各種相談窓口をご案内しています。

今後は、この計画に基づき、国、県、民間団体などの関係機関と連携して自殺対策を推進し、「生きることの包括的な支援」を通して、一人ひとりのかけがえのない大切ないのちを守り、支えていくことで、基本理念の実現を目指します。

この計画は、障害福祉課の窓口にあるほか、市のホームページでご覧になれます。

**問合せ** 障害福祉課 内線465

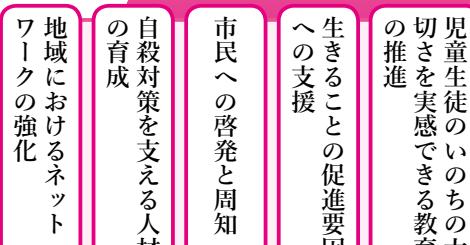
## 「誰も自殺に追い込まれることのない いのちを支える日立」の実現

- 生きることの包括的な支援として推進する
- 関連施策との有機的連携を強化し総合的に取り組む
- 対応段階に応じてレベルごとに対策を効果的に運動させる
- 実践と啓発を両輪として推進する
- 市、関係機関・団体、地域、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

## 基本 施策

### 基本 方針

### 基本 理念



**重点対象**  
高齢者  
生活困窮者  
無職・失業者  
妊娠婦・子育て世代  
子ども・若者

生きる支援の関連取組